

第36号 2008年8月発行

神戸市建築協定地区連絡協議会
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市都市計画総局建築指導部建築安全課内
電話 (078)322-5612
<http://www.city.kobe.jp/cityoffice/33/33/kenchikukyotei/jc2k02.htm>
制作/水山産業株式会社

★総会概要

6月21日(土)、神戸国際会館
9階大会場で、平成20年度(第19回)
神戸市建築協定地区連絡協議会
会総会が開催されました。



第19回総会開催

計画総局建築指導部長が『自分たちの地域は、自分たちの力で守り育てるんだ』という住民自治の思想に立脚した建築協定、その運営という共通の目的を通じて、この連絡協議会が各地区運営委員会の交流及び情報交換の場となり活用されることを期待し、市はその活動を支援していきたい。』と挨拶。

続く議案審議では、まず、19年度事業、会計収支決算及び会計監査の報告があり、承認されました。役員改選では、10年に渡り協議会活動に尽力され、この度退任される絹川会長に代わり、小澤新会長が選出されたほか、別表の20年度役員が選ばれ承認されました。

★平成20年度事業計画

『新任時に不安があるのは誰でも同じです。私も会長一年生、皆さんと共に研鑽努力してまいりました。』と新役員を代表して小澤会長が就任の挨拶をされた後、19年度事業の実施結果を踏まえた20年度活動方針及び事業計画が提案されました。

このような状況を受け、今年度も同じです。私も会長一年生、皆さんと共に研鑽努力してまいりました。』と新役員を代表して小澤会長が就任の挨拶をされた後、19年度事業の実施結果を踏まえた20年度活動方針及び事業計画が提案されました。

このような状況を受け、今年度も同じです。私も会長一年生、皆さんと共に研鑽努力してまいりました。』と新役員を代表して小澤会長が就任の挨拶をされた後、19年度事業の実施結果を踏まえた20年度活動方針及び事業計画が提案されました。

今年度は、次の4つの活動方針に沿って、各地区の運営委員会を後方支援することに重点を置いた事業計画が説明されました。

(1) 各地区的運営委員会活動を支援し、円滑な運営に貢献すること

(2) (1)を遂行する為、広報活動、運

営委員会相互の情報交換、連携の場をつくる

(3) 研修や建築協定の基礎情報提供により各運営委員会の運営能力の向上を図る

(4) 昨年度好評であった建築協定

地区表示プレート事業の拡充と展開の検討

この活動方針が定められた背景には、最近になってよく耳にするようになつた、「建築協定運営委員長の大多数が1~2年の任期で

交替し、知識に乏しく戸惑つている」という話があります。

このような状況を受け、今年度も同じです。私も会長一年生、皆さんと共に研鑽努力してまいりました。』と新役員を代表して小澤会長が就任の挨拶をされた後、19年度事業の実施結果を踏まえた20年度活動方針及び事業計画が提案されました。

平成20年度の役員体制

| | | |
|------|----------|---------------------|
| 会長 | 小澤 公嗣(再) | ガーデンルームの子台ハーブの里第二地区 |
| 副会長 | 木下 弘睦(再) | 松の宮団地地区 |
| 会計 | 高橋 祐一(再) | 御影山手4丁目東南地区 |
| 幹事 | 小川 柳太(再) | 神戸南鈴蘭台住宅地区(その1) |
| 会計監査 | 上埜 正治(再) | 山の街百合が丘住宅地地区 |
| 会計監査 | 高橋 清(再) | 惣山町 |

※(再)は役員再任(役職の変更あり)

来賓挨拶では、伝田神戸市都市戸市から表彰されました。(同対象の「北神星和台第1地区」は欠席。)

西神春日台第2地区」「神戸北町日の峰3丁目地区」の4地区が神戸市から表彰されました。(同対象の「北神星和台第1地区」は欠席。)

この活動方針が定められた背景には、最近になってよく耳にする

ようになつた、「建築協定運営委員長の大多数が1~2年の任期で

交替し、知識に乏しく戸惑つている」という話があります。

この活動方針が定められた背景には、最近になってよく耳にする

ようになつた、「建築協定運営委員長の大多数が1~2年の任期で

</div

協議会役員になつてみませんか?

建築協定地区連絡協議会では、役員の募集を行っています。

現在の協議会役員は6名ですが、協議会活動を、より活発で充実したものとするため、役員体制の強化を図ります。

今までの協議会規約では、会員資格は各地区の運営委員会委員長に限られていきましたが、委員長は自地区的運営で手一杯で、なかなか余裕がないところが多いようです。

そこで、今総会の規約改正を行い、委員長の推薦を受けた地区内の協定参加者も協議会会員及び役員になることができるようになりました。

これを機に、例え協定更新のときを中心となつて活躍され、現在も地区的協定相談役となつていらっしゃるような方に、是非、協議会役員になつていただき、地区で培つてきた協定ノウハウを協議会活動に反映していただければと思います。

役員の活動内容は、総会、役員会(年6回)出席、研修会への参加等です。堅苦しい会ではなく、皆で和気藹々とやつていますので、いかがでしょうか。

運営委員長研修会開催

★研修会概要

第19回連絡協議会総会に引き続き、運営委員長研修会が開催されました。

今回の研修会は「新任委員長向け研修『建築協定の基本・協定書の見方』」というタイトルのとおり、新しく委員長になられた方を主な対象としたものであり、参加者の約8割が委員長経験年数1年目の方でした。

研修は事務局による講義を中心とした2部構成で行われ、第1部では、「建築協定書」の見方について講義を行い、建築協定の運営上必要となる基礎的な知識の向上を図りました。

第2部では建築協定書の中でも特に専門用語が多く使われている「建築物の基準」について講義を行った後、持参していたいただいた自分の地区の協定書を基にした質問会が開かれました。

参加者の中には、自分の地区の協定書をこれほどじっくり見たのは初めてだという方もいましたが、地区独自の建築物の基準についての解釈や、疑問に思う点についての質問が多く寄せられました。

研修の最後には「建築協定ウソ・ホ



ント」と題した全員参加型の○×クイズが行われました。問題は「委員の数を増やす場合、全員の合意が必要かどうか」、「有効期間が過ぎても、市に廃止の届出をしなければ、建築協定は引き続き効力があるのかどうか」など、これまでと比べて難しめの内容でした。

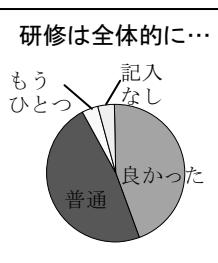
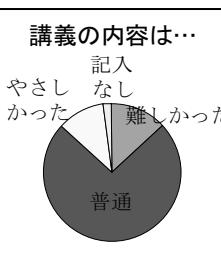
が、1部と2部で基礎的なことを学んでいたため、ほとんどの方が正解していました。

クイズの最後に「運営委員会経費の捻出方法として自治会費をることができるかどうか」という明確な答えのない問題が出題されました。役員の方が自分の地区ではどのようにしているかを発表されるなど、参加者間で活発に議論が交わされました。

★参加者アンケート

研修の内容は、

初心者の方には、少し難しかったかと心配したのですが、そう感じられた方は1割に留まりました。



◆参加者の方の感想◆

・当地区の協定書を読んでも十分には理解出来ませんでしたが、研修で理解が非常に高まりました。

・時間が無かつた為か、少し話の進め方が早すぎた様に思いました。

・各地区個別の質問に対し、応答する形の研修を実施して欲しい。他地区の内容であつても参考になると思います。

例年になくアンケートの感想欄への記入が多く、参加者の方の、今後の研修への期待を感じることができました。

建築協定

Q
&
A

Q 建築基準法の違反に対する市が是正指導をしていると聞きましたが、建築協定の違反に対しても市から指導することはあるのでしょうか？

A 建築基準法が誰もが守らなければならぬ建築物の最低基準を定めた法律であるのに対して、建築協定は、より良い住環境を実現するため、協定に参加される方がお互いに自分たちで決めた基準を守っていくことを約束した**私法的契約**となります。

したがって、違反者に対する措置については民法に基づくことになり、公法に基づく是正命令等の措置をとることができません。

そのため、協定違反があった場合は正措置は、運営委員会が協定の規定に基づいて行う必要があります。違反の是正には大変な労力が必要となりますので、普段から協定内容の周知を図るなど違反が起らぬないようにすることが重要となります。

- 協定区域／北区ひよどり台南町3丁目
- 区画数／176区画(一人協定)
- 認可年月日／平成20年6月12日
- 有効期間／10年

ひよどり台南町 3丁目B 地区

建築協定の締結を条件として、神戸市が事業コシペ方式により宅地を分譲、開発した土地です。ひよどり台南町には、他に4つの建築協定地区があります。植栽の維持管理、外壁・屋根の色彩、看板・広告の制限など周辺の協定地区との調和を考慮した協定内容となっています。

- 協定区域／北区鳴子1丁目14番
- 区画数／7区画(一人協定)
- 認可年月日／平成20年4月24日
- 有効期間／平成25年7月18日まで

鳴子1丁目 14番 地区



サニーヒル西鈴蘭台地区に隣接する小規模な地区です。周辺には、日生鈴蘭台ニュータウン第9地区など多くの建築協定地区があります。協定内容は隣接協定地区と同じ内容とし、周辺協定地区の住環境との調和をはかり、開発にあわせて協定を締結しています。

建築協定地区間交流会 秋実施のお知らせ

例年は、先進的な協定地区等を訪ねる形式でしたが、今年度は、参加の方同士の交流、つまり、「地区で日常生じる課題等を、お互い語り合う」などによる事例研修的なものを予定しています。

詳細、日時など決まりましたら別途お知らせします。よいアイデアがあれば、事務局までお寄せください。



編集後記

神戸市が行っている建築協定の出前トークと併せてご利用ください。
詳しくは市建築安全課までお問い合わせください。(☎ 322-5612)

この度の協議会総会で新会長が選出されました。今年は事務局にも新規採用の新人が1名配属されました。

現在、皆様にご迷惑をおかけすることのないよう建築協定について猛勉強をしている最中です。

建築協定だよりの紙面作成に携わるのも今回が初めてとなります。が、よりよい建築協定だよりもう努力していきたいと思います。皆様からのご意見、ご質問等もお待ちしています。

(事務局)

事務局よりお知らせ

（注意）
（財）神戸市防災安全公社では、個人宅を訪問しての消防器販売は行っておりません。



ご家庭内の火災に 最適で安全

ラベル絵柄「五色のドルフィン」
寺門孝之氏

*ラベル絵柄予告なく変更することがあります。

視界が妨げられず
遠くまで飛ぶので
天ぷら油火災時にも安全

維持管理が簡単で
破裂の心配がない
レバーの操作で
安全にご使用いただけます

6,630円(消費税込)

*ご近所の火災で使用されたときには新品と交換します
(商品との交換は神戸市内限り)

*ご購入時に古い消防器を無償で回収いたします
(民営業内に限り、1本につき馬鹿落とし料を1回回収します)

（財）神戸市防災安全公社
TEL.078-362-6931

家族を守るこの1本！

SEKISUI HOUSE

積水ハウス 住まいの体験施設 「納得工房」へ出かけませんか？

見て、触れて、体験しよう。
より良い住まいを作るなら、人に聞くよりまず体験。実際の構造を触ったり、使いやすいキッチンや収納を体験できるなど、五感を使って、「理想の住まい」を見つけてください。試して、操作して、比較して。京都府木津川市の「納得工房」に三宮発のバスツアーに参加してみませんか？



■■■■■バス見学会の日程・お申込みはこちらまで。■■■■■
積水ハウス㈱神戸支店 TEL:078-251-2055